体育施設利用における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項

（令和5年3月13日以降）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用者の皆様には下記事項及びスポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を遵守しご利用いただきますよ

う、ご理解とご協力をお願いいたします。

|  |
| --- |
| 感染防止対策の重点項目　３密を避ける、換気の励行、こまめな手洗い、消毒。(1) 施設利用前に各自で体温測定を行い、発熱がないことを確認してください。(2) 更衣室、シャワー室等は、特に３密を避け手指消毒を行い会話は控えて使用してください。(3) 介助者や誘導者の必要な場合を除き、周囲の方となるべく距離（２ｍ程度）を確保してください。(4) こまめに石鹸による手洗い又はアルコール消毒液による手指消毒を行ってください。(5) 飲食については、人との距離を１ｍ以上確保し、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底してください。(6) 持参したゴミは全てお持ち帰りください。(7) マスクの着用は個人の判断を基本としつつ、政府が示す感染防止対策として着用が効果的な場面等に留意してご対応ください。(8) 換気を徹底するため、可能な限り、扉・窓を開放したまま使用してください。(9) タオルは、他の方とは共用は行わないでください。(10) 各競技団体等が策定する感染拡大防止に関する指針等に則して使用することとし、各競技団体等で指針等を示していない競技は、特性が類似する競技を参考にしてください。(11) 感染拡大防止のために施設管理者が決めたその他の制限等に従ってください。　　(12) 大会、イベント等を開催する場合は、スポーツ庁、日本スポーツ協会、各競技団体等が示す感染拡大防止に関する指針等に則して使用することとし、施設管理者と感染防止対策の内容を事前に打合せしてください。十分な対策を講じることが確認できない場合は、貸出できない場合があります。 |

　※上記以外に各貸出施設において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る利用制限を

別途設定している場合がありますので、ご確認のうえご利用ください。

※記載内容は現時点のものであり、状況に応じて制限等を変更する場合があります。